

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香南町土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（農道事業）城地区）を行うことについて平成28年8月8日適當と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成28年8月23日から同年9月12日まで縦覧に供する。

平成28年8月16日

香川県知事 浜田惠造